

序章

- ・本市は、令和3年（2021）度から令和12年（2030）度の10年間を計画期間として、歴史文化を活かしたまちづくりのマスタープランでありアクションプランとなる「丹波篠山市文化財保存活用地域計画」を作成する。
- ・地域計画では、指定等の有無にかかわらず今日まで受け継がれてきた歴史的・文化的・自然的遺産全てが歴史文化を活かしたまちづくりの資産となると捉えて、「歴史文化まちづくり資産」と定義する。また、「歴史文化まちづくり資産」とその周辺環境の有機的な結びつきにより生み出される総体を「歴史文化」と定義する。
- ・本市では、平成23年（2011）の歴史文化基本構想の策定をはじめとし、歴史文化を活かした取組を積極的に進めてきたが、急激な人口減少等を背景にして歴史文化まちづくり資産及び歴史文化の継承が大きな課題となっている。
- ・計画作成の目的は、これまでの本市の取組を継続・発展させつつ、残された課題に対応しながら、地域総がかりで歴史文化を活かしたまちづくりに取り組むことで、19地区全てが輝く丹波篠山市を実現することである。

序一 1. 計画作成の背景・目的

本市は、豊かな自然と「みち」を通じた交流を基盤として、先史から現代にかけて魅力あふれる歴史文化※¹を育んできた。市内各地には、篠山城跡や大国寺、波々伯部神社の「おやま行事」などの指定等文化財のみならず、寺社や伝統的建造物、美術工芸品、祭礼、集落景観、動植物、遺跡などが、人々の生活の中で魅力を付加されながら、過去から現代まで脈々と受け継がれている。

これらの城跡や寺社、城下町や宿場町の町並み、生業が生み出す景観、祭礼などは、指定等の有無にかかわらず、全てをまちづくりの資産と捉えることができ、本市ではこれらの資産を「歴史文化まちづくり資産」※¹（以下、「歴史資産」という）とよぶ。「歴史資産」は、人々の絆を育み、生活を豊かに彩るもので、平成 21 年（2009）度に市全域を対象に実施した把握調査では、計約 4,900 件の「歴史資産」が把握された。そして、「歴史資産」の総体が本市特有の「日本の原風景 篠山」として人々の目に映り、住む人や訪れる人の郷愁を誘い、安らぎを与えている。

しかし、人口減少・少子高齢化が急速に進展する中で、保存・活用の担い手が減少し、継承することが困難になっている「歴史資産」や、価値が理解されないまま失われていく「歴史資産」も少なくない。

こうした現状を受けて、本市では、平成 23 年（2011）3 月に、「歴史資産」をその周辺環境を含め、総合的に保存・活用していくためのマスタープランである「篠山市歴史文化基本構想」（平成 23 年（2011）3 月策定）（以下、「歴史構想」という）を策定した。歴史構想では、本市の 19 地区※²を城下町型・街道集落型・農村集落型の 3 タイプに分類し、それぞれの特性に応じた歴史文化を活かしたまちづくりの方向性を提示した。

市では、歴史構想に基づいて、「歴史文化を活かしたまちづくり事業助成金」の創設をはじめとし、福住地区の重要伝統的建造物群保存地区選定や日本遺産の認定など、「歴史資産」の保存・活用に関する各種取組を進め、篠山城跡や丹波焼に代表されるような本市を特徴づける歴史文化の磨き上げ・発信を確実に進めてきた。

一方で、本市では各地区それぞれに特色ある歴史文化が受け継がれているが、まちづくりに活用される歴史文化の分野や、地区ごとの歴史文化の活用状況に偏りがみられ、本市の多様で豊かな歴史文化が十分に活かされていない現状がある。さらに、人口減少が著しく、様々な「歴史資産」の適切な保存・活用が困難となり、各地区で引き継がれた身近な歴史文化が埋れていくことも危惧される。

本市の歴史文化は、多様なテーマを持つ 19 地区の歴史文化が複雑に関連しあうことで構成され、多彩で味わい深い「丹波篠山」特有のものとして人々の目に映る。そのため、本市が一丸となって互いに支え合い、地域総がかりで 19 地区それぞれに特徴を持った歴史文化を適切に保存・活用し、後世につないでいくことが求められる。

こうした背景から、「丹波篠山市文化財保存活用地域計画」（以下、「地域計画」という）は、「歴史資産」の保存・活用と歴史文化の着実な継承に向けて、これまでの本市の取組を継続、発展させつつ、残された課題に対応しながら、地域総がかりで歴史文化を活かしたまちづくりに取り組むことで、19 地区全てが輝く丹波篠山市を実現することを目的として作成する。

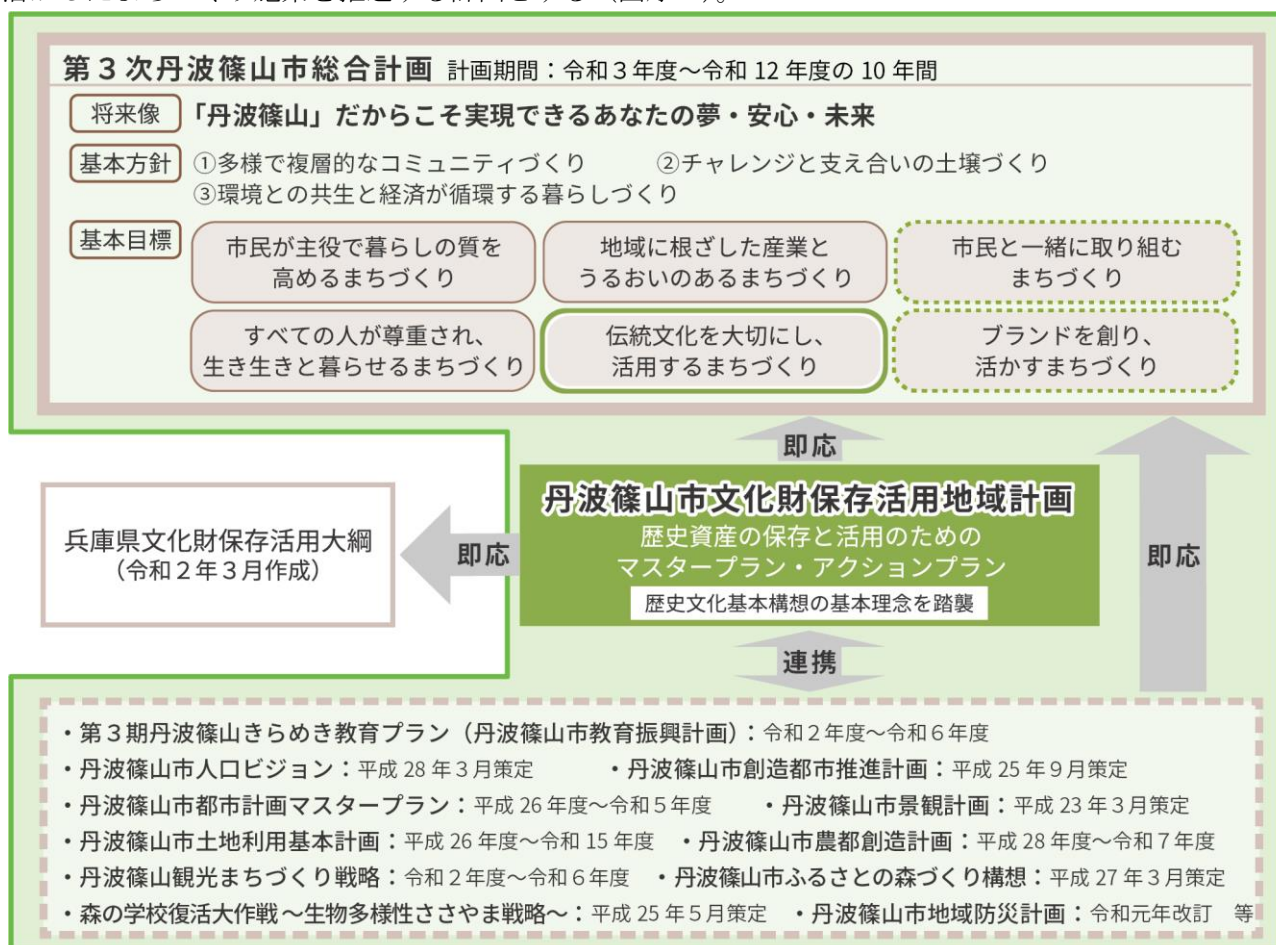
※¹ 「歴史文化」及び「歴史文化まちづくり資産」の定義は序一 6 に記載。

※² 19 地区とは、まちづくり協議会が設置されている旧小学校区単位を指す（詳細は、12 ページを参照）。

序－２．計画の位置づけ

本市では、歴文構想策定によって文化財の指定件数等の増加、市内各地区における住民による「歴史資産」保存・活用事業の拡大などをはじめとして、歴文構想の理念である『「景（すがた）」「時（とき）」「心（こころ）」をつなぐまちづくり』に基づく取組を着実に進めてきた。地域計画は、この理念を踏襲し、取組をさらに継承・発展させることを基本に、長期的な視点から「歴史資産」の保存・活用の方向性を示すマスタープランであり、かつ具体的な事業を定めたアクションプランとして位置づける。また、作成にあたっては「兵庫県文化財保存活用大綱」（令和２年（2020）３月策定）に添うこととする。

さらに、本市では「第３次丹波篠山市総合計画」（計画期間：令和３年（2021）度～令和１２年（2030）度）を策定し、「丹波篠山だからこそ実現できるあなたの夢・安心・未来」を将来像として、「多様で複層的なコミュニティづくり」、「チャレンジと支え合いの土壌づくり」、「環境との共生と経済が循環する暮らしづくり」を基本方針とし、下図に示す６つの基本目標を設定している。地域計画は、総合計画の６つの基本目標のうち、主に「伝統文化を大切にし、活用するまちづくり」、「ブランドを創り、活かすまちづくり」、「市民と一緒に取り組むまちづくり」を具体的実現するアクションプランと位置づける。また、「丹波篠山市人口ビジョン」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく「仕事づくり・ひとづくり」、都市計画マスタープランや土地利用基本計画に基づく「まちづくり」、景観計画に基づく「景観形成」、観光まちづくり戦略等に基づく「にぎわいづくり」、地域防災計画等に基づく「安心・安全のまちづくり」、農都創造計画に基づく「農業振興、ブランドづくり」など、関連計画と連携して歴史文化を活かしたまちづくり施策を推進する計画とする（図序-1）。



図序-1 地域計画の位置づけ

序－３．計画期間

地域計画の計画期間は、総合計画の計画期間とあわせて、令和3年（2021）度から令和12年（2030）度の10年間とする。なお、地域計画に基づく事業計画は、計画期間前半の5年間が経過した後、事業成果の検証・点検を行い、課題を再整理して必要な見直しを行い、必要があれば、変更の認定を受ける。

序－４．計画の進捗管理と自己評価の方法

計画期間を10年間に設定して、「歴史資産」の保存・活用を推進する地域計画では、計画の着実な遂行や施策の適切な進行管理と共に、成果目標を設定することが重要である。そこで、計画に基づく「歴史資産」の保存・活用に関わる市民、団体などの各主体が目標達成に向けたプロセスの進捗状況を定量的に把握・点検するための指標としてKPI（重要業績評価指標）を設定し、計画の進捗管理と自己評価を行う。なお、KPIは第3次丹波篠山市総合計画における評価指標との整合を図るとともに、地域計画の計画期間の3年間で実施を予定する事業について設定する。中期・後期の予定事業は、実施段階で全体の進捗状況の点検と効果検証を行った上で、見直し並びに具体化等を行い、目標値を再設定する。

表序-1 総合計画と連動したKPI（重要業績評価指標）

方針	指標	目標値 令和5年（2023）
1	1 地域づくり講座数	期間中5件
	2 歴史文化を活かしたまちづくり事業助成数	年間5件
	4 まちづくり事業発表会開催数	期間中1回
2	8 指定等文化財の調査件数	期間中3件
	9 史跡八上城跡整備基本計画策定	策定
	10 市史の編さん	（令和10年度に刊行）
	11 未指定の「歴史資産」調査件数	期間中3件
3	12 市民による「歴史資産」把握調査支援数	期間中3件
	13 新たな指定等文化財の件数	期間中5件
	14 史跡篠山城跡保存修理事業件数	期間中3件
	15 重伝建地区修理事業件数	期間中18件
	19 祭礼継承事業への助成件数	期間中3件
	20 交流人口を活用した「歴史資産」保存プログラム取組数	年1件
4	22 日本六古窯丹波焼保存・活用事業件数	期間中3件
	26 防火訓練の実施	年1回
	30 （仮称）「ささやまオープンミュージアムデー」の開催	期間中12箇所公開
	31 重伝建地区の環境整備への着手	期間中1事業
	32 春日神社能舞台活用回数	期間中6回
	34 テーマ別マップの作成種類	期間中7種類
	35 サイクルルートの設定	完了
5	36 歴史的建造物を活用した普及啓発事業	事業継続
	37 地域計画概要版の作成	作成
	41 人づくりのための教育プログラム数	年1種類以上
	42 歴史文化に関する副読本改訂	期間中1回
	45 世代間交流事業実施数	期間中5事業
6	46 子どもを対象としたイベント等事業実施数	年1事業
	48 地域資料を読み解くサポーター育成数	期間中16人
	53 地域計画推進協議会の実施	年1回
6	55 他の自治体との連携	継続
	56 まちづくり団体との連携	継続
	57 大学等との連携	継続

序－5. 作成の体制・経緯

本市では、平成23年(2011)に市域における「歴史資産」の保存・活用に関する基本的な考え方を整理した歴文構想を策定した。その後、平成30年(2018)の文化財保護法改正を受けて、文化財保存活用地域計画の作成に向け、令和元年(2019)度に、文化財保護法第183条の9に基づく協議会として、「丹波篠山市文化財保存活用地域計画協議会」(以下、「協議会」という)を設置した。地域計画を様々な主体の参画と協働により進められるものとするため、協議会は、市民・文化財所有者・学識経験者・行政各課・兵庫県文化財課により構成した(表序-2)。

令和元年(2019)12月9日の第1回協議会を皮切りに、計4回の協議会を開催し、本市における文化財の保存・活用に係る方針及び具体的な措置の内容等を検討し、計画(案)を取りまとめた。協議会での計画(案)の作成後、文化財保護審議会、丹波篠山市議会における計画(案)の説明・報告を経て、令和3年(2021)3月26日の臨時教育委員会での承認を受けて、『丹波篠山市文化財保存活用地域計画』を作成した(表序-3)。

表序-2 丹波篠山市文化財保存活用地域計画協議会

役職	氏名	所属等	備考
会長	今井 進	丹波篠山市文化財保護審議会会長	学識経験者(郷土史)
副会長	三輪 康一	神戸大学名誉教授	学識経験者(景観)
委員	黒田 龍二	神戸大学名誉教授	学識経験者(建築)
委員	村上 裕道	京都橘大学文学部歴史遺産学科教授	学識経験者(文化財政策)
委員	西潟 弘	丹波篠山市自治会長会会長	市民(令和元年度)
委員	川端 登	丹波篠山市伝統的建造物群保存地区保存審議会会長	市民(文化財所有者)
委員	山下 史朗	兵庫県教育委員会事務局文化財課課長	行政(令和元年度)
	甲斐 昭光		行政(令和2年度)
委員	竹見 聖司	丹波篠山市企画総務部創造都市課課長	行政
委員	赤松 一也	丹波篠山市農都創造部商工観光課課長	行政(令和元年度)
	小島 理三	丹波篠山市観光交流部商工観光課課長	行政(令和2年度)
委員	田村 隆章	丹波篠山市まちづくり部地域計画課課長	行政
委員	近成 和彦	丹波篠山市まちづくり部地域整備課課長	行政

表序-3 作成の経緯

年月日		内容
令和元年 (2019)	12月9日	第1回 丹波篠山市文化財保存活用地域計画協議会
令和元年12月 ～令和2年(2020)1月		歴史文化まちづくり資産に関するアンケート調査(全自治会対象)
令和2年 (2020)	2月25日	第2回 丹波篠山市文化財保存活用地域計画協議会
	8月28日	第3回 丹波篠山市文化財保存活用地域計画協議会
	9月29日	丹波篠山市文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会
	11月24日	丹波篠山市定例教育委員会に報告
	11月25日	丹波篠山市文化財保存活用地域計画作成に向けた文化庁意見照会
	12月15日	第4回 丹波篠山市文化財保存活用地域計画協議会
令和3年 (2021)	1月14日	文化財保護審議会にて「丹波篠山市文化財保存活用地域計画(案)」について審議
	1月19日	丹波篠山市定例教育委員会においてパブリックコメントに諮る計画素案について議決
	2月1日 ～3月2日	「丹波篠山市文化財保存活用地域計画(案)」のパブリックコメントの実施
	3月26日	臨時教育委員会において「丹波篠山市文化財保存活用地域計画」の作成について承認
	6月24日	文化財保護法第183条の3第1項の規定に基づく文化庁長官認定申請。
	7月16日	丹波篠山市文化財保存活用地域計画の文化庁長官認定

表序-4 丹波篠山市文化財保護審議会の委員構成(令和元・2年度)

役職	氏名	所属等	分野
委員	樋口 清一	篠山自然の会代表	生物
委員	加藤 善朗	京都西山短期大学学長	仏教美術
委員	山口 啓一	大蔵流狂言方	伝統芸能
会長	今井 進	丹波篠山市市民学芸アドバイザー	美術工芸史
委員	中西 健治	元立命館大学文学部教授	古典文学
委員	池田 正男	元兵庫県教育委員会埋蔵文化財事務所職員	考古学

序一 6. 用語の定義

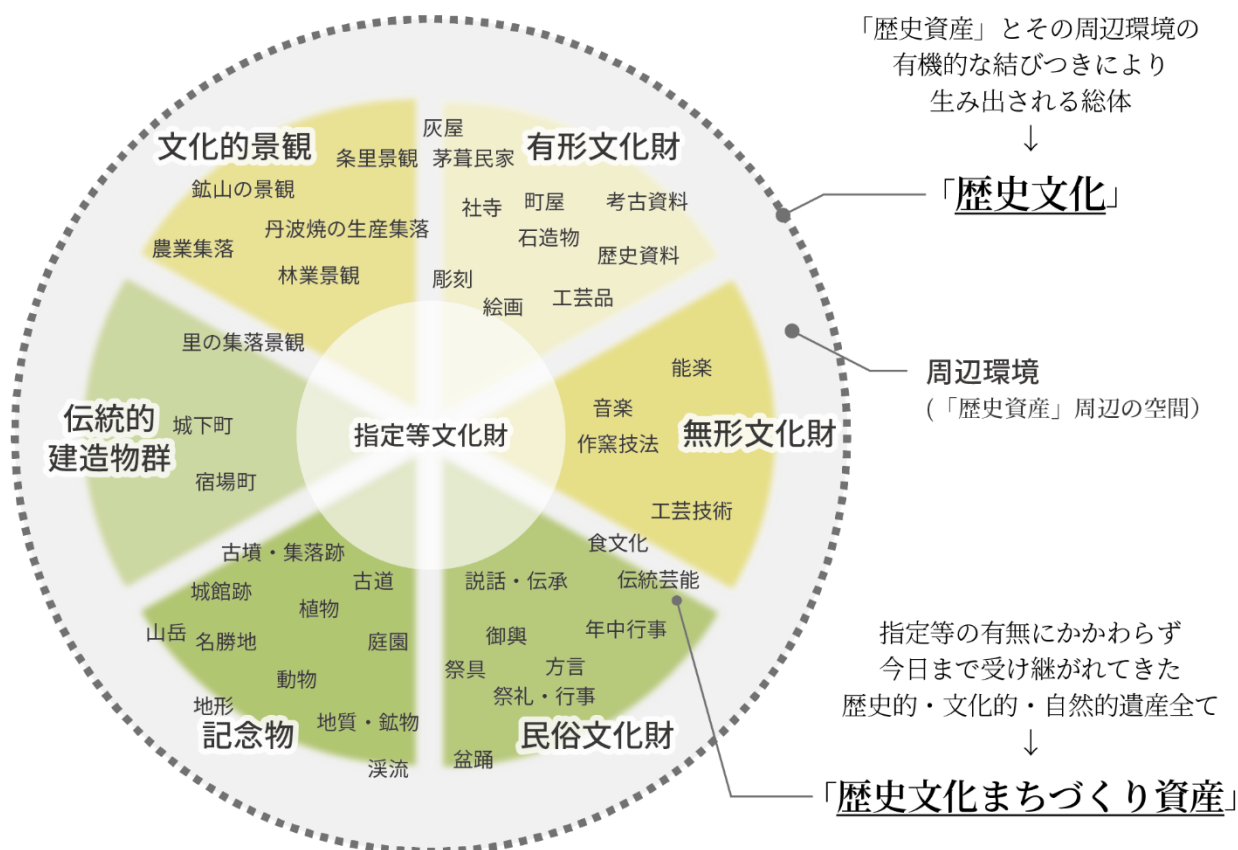
本市には、社寺や石造物などの有形文化財、能楽や工芸技術などの無形文化財、祭礼や年中行事などの民俗文化財、遺跡や名勝地ならびに動植物などの記念物、城下町や宿場町などの伝統的建造物群、条里景観や農林業の風景などの文化的景観、そのほか郷土料理、方言など、下図に示すように、文化財保護法に規定する6類型に区分される歴史的・文化的・自然的遺産が、日々の生活の中で脈々と受け継がれている。

そして、これらの歴史的・文化的・自然的遺産とその周辺環境によって構成される総体が本市の特徴的な風景として人々の目に映り、住む人や訪れる人の郷愁を誘い、安らぎを与え、人々の絆を育み、生活を豊かに彩っている。

地域計画では、文化財保護法に基づく指定等の有無、有形・無形にかかわらず、地域の歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで受け継がれている歴史的・文化的・自然的遺産を「歴史文化まちづくり資産」（以下、「歴史資産」とよぶ）と定義し、文化庁の指針^{※3}の対象とする文化財等（8ページに内容を記載）と同等のものと位置づけ、全ての「歴史資産」を地域計画の対象とする。こうした「歴史資産」の中でも、特に学術的・芸術的な価値が高いものについては、文化財保護法等の法令に基づき、指定・登録・選定された上で適切な保護が行われており、地域計画ではこれらを「指定等文化財」とよぶ。

また、こうした「歴史資産」とその周辺環境の有機的な結びつきにより生み出される総体を「歴史文化」と定義する。地域計画では、「歴史資産」の価値や魅力を高めまちづくりに活かすことによって、歴史文化を未来に継承していくことを目指す。

※3 「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」（平成31年（2019）3月、文化庁）



図序-2 歴史文化まちづくり資産と歴史文化の概念図

地域計画の対象とする文化財等（文化庁の指針より引用）

本指針の対象とする「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。

また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。

さらに、生活文化や国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。